

湖西市告示第 81 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、インターネットを利用して納付する「ふるさと納税（寄附金）」に係る公金事務を次のとおり委託するので、湖西市会計規則（昭和53年3月28日規則第8号）第24条の規定により告示する。

令和8年3月24日

湖西市長 田内 浩之



1 委託の相手方

東京都中央区京橋二丁目2番1号 株式会社さとふる
代表取締役 藤井 宏明

2 委託内容

インターネットを利用して納付する「ふるさと納税(寄附金)」の収納事務の委託

3 委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで